

令和4年度の後期高齢者医療被保険者証について

- 秋田県の後期高齢者医療被保険者証は、毎年、年1回8月に更新しておりますが、令和4年10月1日に窓口負担割合が見直されることから、令和4年度に限り、8月と10月の2回更新することになります。

①令和4年7月に送付される被保険者証の有効期限

→令和4年8月1日から令和4年9月30日まで

②令和4年9月に送付される被保険者証の有効期限

→令和4年10月1日から令和5年7月31日まで

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。

そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。

- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には 令和4年秋頃に秋田県広域連合から申請書を郵送します

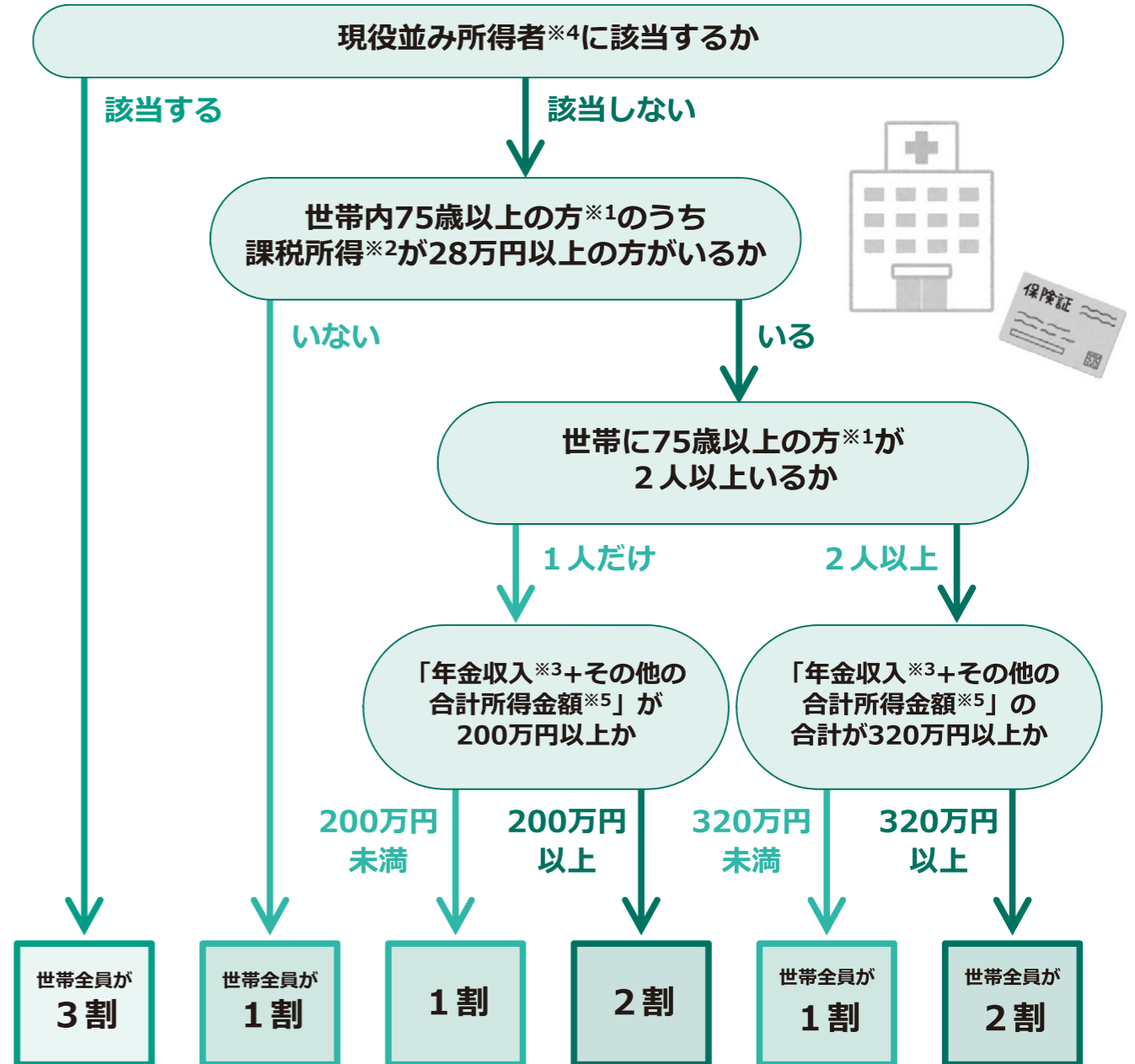
申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

- ・ 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課：018-853-7155
- ・ 八峰町役場福祉保健課 保険年金福祉係：0185-76-4608
- ・ 今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。